フリーランス※の皆さまも、特別加入により労災保険の補償を受けられます！

令和6年11月から

※特定受託事業に従事する方

○労災保険の特別加入制度について

令和６年11月から、フリーランス（特定受託事業者）も、労災保険に特別加入できるようになります。労災保険に特別加入することにより、**仕事中や通勤中のケガや病気、死亡に対して、補償を受けられます。**

✓主な給付内容（詳しくは裏面をご覧ください。）

療養（補償）等給付

ケガや病気の治療に必要な給付を受けられます。例えば、労災保険指定医療機関において、無料で治療を受けることができます。

休業（補償）等給付

療養のために仕事を休み、収入を得ていない場合に給付を受けることができます。

遺族（補償）等給付

仕事や通勤が原因で死亡してしまった場合には、遺族の方が年金または一時金の給付を受けることができます。

○保険料について

年間保険料は、休業（補償）等給付などの給付額算定の基礎となる**給付基礎日額**（1日当たりの収入を基準として加入時に3,500円から25,000円までの16段階から選択し、都道府県労働局長が承認した額）**の365日分の0.3%**です。

例：給付基礎日額10,000円を選択した場合の**年間保険料**

10,000×365×3/1000＝**10,950円**

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

○労災保険の保険給付

より詳しくは右記QRコード等より、
「請求（申請）のできる保険給付等」をご覧ください。

保険給付の種類・内容		支給事由
療養（補償）等給付 労災病院または労災指定病院等において必要な治療等が無料で受けられます。それ以外の医療機関等で治療等を受けた場合には、治療等に要した費用が支給されます。		仕事または通勤によるケガや病気により療養するとき
休業（補償）等給付 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60％（特別支給金20％と合わせて80％）が支給されます。		仕事または通勤によるケガや病気による療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき
障害（補償）等給付 年　金：1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)～131日(第7級)分が支給されます。	障害（補償）等 年　金	仕事または通勤によるケガや病気の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態（「治ゆ（症状固定）」と言います。）となり、障害等級第１級から第７級までに該当する障害が残ったとき
一時金：給付基礎日額503日分(第8級)～56日(第14級)分が支給されます。	障害（補償）等 一 時 金	仕事または通勤によるケガや病気が治ゆ（症状固定）した後に障害等級第８級から第14級までに該当する障害が残ったとき
傷病（補償）等年金 1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)～245日(第3級)分が支給されます。		仕事または通勤によるケガや病気（傷病）が療養開始後１年６ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき （１）傷病が治ゆ（症状固定）していないこと （２）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること
遺族（補償）等給付 年　金：遺族の人数に応じ、1年当たり給付基礎日額の245日(4人以上)～153日(1人)分が支給されます。	遺族（補償）等 年　金	仕事または通勤が原因で死亡したとき （被災した特別加入者（労働者）の死亡当時にその収入によって生計を維持されていたなど、所定の要件を満たした配偶者等の遺族に対し支給されます。）
一時金：右記(１)の場合は給付基礎日額の1000日分が、(２)の場合、1000日分から既に支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族（補償）等 一 時 金	（１）遺族（補償）等年金を受ける遺族がないとき （２）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受けられる者がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料等（葬祭給付） 31万5千円に、給付基礎日額30日分を加えた額または給付基礎日額60日分のうち、いずれか高い方の額が支給されます。		仕事または通勤が原因で死亡した方の葬祭を行うとき

※上記の他にも、要件を満たした場合には、介護（補償）等給付や社会復帰促進等事業による特別支給金等を受けることができます。

○特別加入の対象となる事業

より詳しくは右記QRコード等より、
リーフレット「フリーランスの皆さまへ」をご覧ください。

フリーランスの皆さま（※１）が企業など（※２）から業務委託を受けて行う事業、すなわち物品の製造（例：電子機器の製造）・役務の提供（例：通訳）などを企業等から委託されて行う、いわゆるBtoBの事業（特定受託事業）が特別加入の対象となります。
また、上記の特定受託事業を行う方が、同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（いわゆるBtoCの事業を行う場合）のケガ等も、補償の対象となります。

※1　特定受託事業者のこと。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものを指します。
※2　業務委託事業者のこと。業務委託を行う事業者を指します。

◇特別加入をする場合の手続き

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた**特別加入団体**が行います。フリーランスの皆さまは、フリーランスの特別加入団体を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

(R6.12)